

## 沖縄地区（旧沖縄県離島地区）タクシーの 運賃改定手続き開始

令和7年10月31日に沖縄地区の法人タクシー事業者より運賃改定の申請があり、令和7年12月26日までの旧離島地区申請割合が5割以上になりました。  
これに伴い、運賃改定の要否判定の審査を開始します。

### 1. 申請の状況

令和7年10月31日に最初の申請があり、令和7年12月26日時点において、57社から同趣旨の申請がありました。

【沖縄地区法人事業者全体車両数】3,487台（160事業者）

【これまでの申請台数及び申請割合】2,087台 59.85%

（旧沖縄県離島地区）法人事業者全体車両数 525台（42事業者）

これまでの申請台数及び申請割合 279台 53.14%

### 2. 申請の内容

【初乗り】普通車500円（1.136km）→普通車550円～650円（1.014km～1.134km）

【加算】普通車100円（463m）→普通車100円（368m～421m）

【時間距離併用制】

普通車100円（時速10キロ以下2分50秒）

→普通車100円（時速10キロ以下2分10秒～2分30秒）

《改定率（增收率）》 14.30%～26.07%

問い合わせ先  
内閣府沖縄総合事務局  
運輸部陸上交通課  
業務係  
担当者：安慶田、松浦  
TEL：098-866-1836  
FAX：098-860-2369